

随意契約（相手方指定）調書

件名	私立幼稚園システムの多子計算の年齢制限緩和に伴う改修業務委託	5200631
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年10月5日	
契約金額	3,880,800円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	私立幼稚園システムの多子計算の年齢制限緩和に伴う改修業務委託
指名業者 (案)	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	<p>本件は、令和5年10月からの東京都の私立幼稚園等園児保護者補助金制度の改正に伴い必要となる私立幼稚園システムの改修について、委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 現行の私立幼稚園システムの導入事業者であり、同パッケージシステムに係るプログラム等の著作権を保持していることから、本業務を実施できるのは上記業者のみである。</p> <p>以上の理由から、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)